明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**六）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六五）　一

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三七九）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**三八〇）　二

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**九）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二六四六～二六五四）　三

○保安施設地区の指定をする件（**同**二六五五～二六五七）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一〇二一）　四

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（**同**一〇二二）　四

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**一〇二三）　四

○浄化槽の型式を認定した件（**中部地方整備局**一七二）　四

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**同**一七三）　四

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二二二）　四

○道路に関する件（**中国地方整備局**一四四、一四五）　五

○道路に関する件（**九州地方整備局**一八〇）　五

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　六

〔叙位・叙勲〕

諸事項　六

〔皇室事項〕

閣議決定等事項　六

〔資　料〕

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、入札関係　六

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六

会社その他

規　則

会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月十六日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄中「株式会社日本政策投資銀行」の下に「、株式会社民間資金等活用事業推進機構」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄の規定は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日から適用する。